

# 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書



所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の 法人番号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人は除きます。)が記載してください。	(印)
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は居所

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。  
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の*1 合計所得金額の見積額	円 判 定	<input type="checkbox"/> 900万円以下(A)	<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下(B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下(C)	区分 I	(左のA~Cを記載)
--------------------------	-------	-------------------------------------	---	---	---------	------------

配 偶 者	(フリガナ) 氏 名	個 人 番 号	生 年 月 日 明・大 昭・平 年 月 日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額*2	円	区分 II	
		あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所	老人控除 対象配偶者 (昭24.1.1以前生)	非居住者で ある配偶者	生計を一 にする事実		

合計所得金額の見積額の計算表	あなた				配偶者			
	所得の種類	収入金額等④ 円	必要経費等⑤	所得金額(④-⑤) (注) 円	所得の種類	収入金額等④ 円	必要経費等⑤	所得金額(④-⑤) (注) 円
	給与所得(1)				給与所得(1)			
	事業所得(2)				事業所得(2)			
	雑所得(3)				雑所得(3)			
	配当所得(4)				配当所得(4)			
	不動産所得(5)				不動産所得(5)			
	退職所得(6)		(退職所得控除額)	(④-⑤)×1/2又は(④-⑤)	退職所得(6)		(退職所得控除額)	(④-⑤)×1/2又は(④-⑤)
	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	(1)~(6)以外の所得(7)		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)
	(1)~(7)の合計額				(1)~(7)の合計額			

⇒上記の\*1欄に転記してください。      ⇒上記の\*2欄に転記してください。

(注) 給与所得の「所得金額」の計算に当たっては、裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考にしてください。

控 除 額 の 計 算	区分II											
		①	②	③	④(*2の見積額を参照してください。)							
					85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
	区分I	A	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	B	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	C	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円
摘 要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## 1 申告についてのご注意

- この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除を受けようとする場合に、平成30年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（扶養控除等申告書を提出した給与の支払者））に提出してください。
- あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,220万円）を超える場合又はあなたの配偶者の合計所得の見積額が123万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- 非居住者<sup>(注1)</sup>である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」<sup>(注2)</sup>及び「送金関係書類」<sup>(注3)</sup>をこの申告書に添付してください（その配偶者に係る「親族関係書類」を扶養控除等申告書に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。  
なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。  
(注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。  
2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれか書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。  
① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券（パスポート）の写し  
② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）  
3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。  
① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類  
② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

## 2 記載についてのご注意

- 「給与の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者（個人を除きます。）の法人番号を記載してください。
- 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」、「区分Ⅰ」欄には、「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」により計算した合計所得金額に基づき、それぞれ記載又はチェックをしてください。
- 「個人番号」欄には、配偶者の個人番号を記載してください。  
(注) 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする配偶者が老人控除対象配偶者（合計所得金額の見積額が1,000万円以下であるあなたの配偶者（合計所得金額の見積額が38万円以下の配偶者に限ります。）で、年齢が70歳以上の人）に該当する場合には、「老人控除対象配偶者」欄に○印を付けてください。
- 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」、「判定」、「区分Ⅱ」欄には、「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」により計算した合計所得金額に基づき、それぞれ記載又はチェックをしてください。
- 「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」及び「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄には、あなたの収入金額等から必要経費等を差し引いた所得金額とあなたの配偶者の収入金額等から必要経費等を差し引いた所得金額をそれぞれ記載してください（「3 所得の区分」を参照してください。）。
- 「区分Ⅰ」（A～C）及び「区分Ⅱ」（①～④）にそれぞれ記載した区分を、「控除額の計算」の表に当てはめて計算した控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

## 3 所得の区分

【①給与所得】 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。  
〔給与所得の金額〕  
給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額となります。  
※ 給与所得の金額は、次の表により求めた金額となります。  
〔参考：給与所得の金額の計算方法〕

給与等の収入金額（A）	給与所得の金額（C）
1円以上 650,999円以下	0円＝(C)
651,000円以上 1,618,999円以下	(A)－650,000円＝(C)
1,619,000円以上 1,619,999円以下	969,000円＝(C)
1,620,000円以上 1,621,999円以下	970,000円＝(C)
1,622,000円以上 1,623,999円以下	972,000円＝(C)
1,624,000円以上 1,627,999円以下	974,000円＝(C)
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (B) ⇒ ②: (B) × 2.4 = (C)
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (B) ⇒ ②: (B) × 2.8 - 180,000円 = (C)
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (B) ⇒ ②: (B) × 3.2 - 540,000円 = (C)
6,600,000円以上 9,999,999円以下	(A) × 90% - 1,200,000円 = (C)
10,000,000円以上	(A) - 2,200,000円 = (C)

<p>【②事業所得】 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業、金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。 〔事業所得の金額〕 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費（収入を得るために必要な売上原価、販売費・一般管理費その他の費用）を控除した後の金額となります。 (注) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、65万円から給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。</p>																					
<p>【③雑所得】 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金などのいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。 〔雑所得の金額〕 雑所得の金額は、次の(1)及び(2)を合計した金額となります。 (1) 公的年金等に係る雑所得 収入金額から公的年金等控除額を控除した残額 〔公的年金等控除額〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の区分</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額（A）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">年齢65歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)</td> <td>330万円以下</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超 410万円以下</td> <td>(A) × 25% + 37万5,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>(A) × 15% + 78万5,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超</td> <td>(A) × 5% + 155万5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">年齢65歳未満の人 (昭和29年1月2日以後生)</td> <td>130万円以下</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 410万円以下</td> <td>(A) × 25% + 37万5,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円超 770万円以下</td> <td>(A) × 15% + 78万5,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円超</td> <td>(A) × 5% + 155万5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公的年金等以外の雑所得 総収入金額から必要経費を控除した金額 (注) 家内労働者等の必要経費の特例については、【②事業所得】の(注)と同様です。</p>	受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）	控除額	年齢65歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)	330万円以下	120万円	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5,000円	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5,000円	770万円超	(A) × 5% + 155万5,000円	年齢65歳未満の人 (昭和29年1月2日以後生)	130万円以下	70万円	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5,000円	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5,000円	770万円超	(A) × 5% + 155万5,000円
受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）	控除額																			
年齢65歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)	330万円以下	120万円																			
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5,000円																			
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5,000円																			
	770万円超	(A) × 5% + 155万5,000円																			
年齢65歳未満の人 (昭和29年1月2日以後生)	130万円以下	70万円																			
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37万5,000円																			
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78万5,000円																			
	770万円超	(A) × 5% + 155万5,000円																			
<p>【④配当所得】 株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。 〔配当所得の金額〕 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した金額となります。 (注) 配当所得のうち、源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債の受益権に限りません。）の収益の分配、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については、収入金額に含まれません。</p>																					
<p>【⑤不動産所得】 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。 (注) 借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金については譲渡所得や事業所得になるものがあります。 〔不動産所得の金額〕 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費（貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費、借入金利子等）を控除した後の金額となります。</p>																					
<p>【⑥退職所得】 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。 〔退職所得の金額〕 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1（退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、収入金額から退職所得控除額を控除した残額）に相当する金額となります。 〔退職所得控除額の計算方法〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数（A）</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円 × (A) (80万円に満たない場合には、80万円)</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円 + 70万円 × ((A) - 20年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記の金額に100万円を加算します。</p>	勤続年数（A）	退職所得控除額	20年以下	40万円 × (A) (80万円に満たない場合には、80万円)	20年超	800万円 + 70万円 × ((A) - 20年)															
勤続年数（A）	退職所得控除額																				
20年以下	40万円 × (A) (80万円に満たない場合には、80万円)																				
20年超	800万円 + 70万円 × ((A) - 20年)																				
<p>【①から⑥以外の所得】 その他の所得には次のようなものがあります。 (1) 譲渡所得（土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得） (2) 山林所得（山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得） (3) 一時所得（賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得） (4) 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得 (注) 利子所得のうち預貯金の利子などの源泉分離課税の対象となるもの及び特定公社債の利子などの申告分離課税の対象となるもので確定申告をしないことを選択したものは、収入金額に含まれません。 (5) 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等（源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。） (6) 先物取引に係る雑所得等</p>																					